

◆◆大学院生学会発表助成費交付要領◆◆

(目 的)

大学院生の学会発表に助成を行うことにより、学術研究を奨励することを目的とする。

[大学院生学会発表助成費]

- 1 本学大学院生が県外の学会等（各種シンポジウムを含む）に参加し、学術研究成果を発表した場合に次のとおり助成する。

(助成額) 1人当たり定額 10,000円

- 2 助成費の交付は、在学期間中1回限りとする。
- 3 助成費の交付を受けようとする者は、大学院生学会発表助成申請書（様式第5号）に学会等予定表及び発表プログラム（写）を添えて、後援会会長に対し、当該年度内に提出しなければならない。
- 4 助成費の交付は、学会終了後に交付し、後援会予算の範囲内で当該年度内に行う。
- 5 大学院生学会発表助成費の交付状況及び内容については、後援会総会において報告を行わなければならない。

附 則

この要領は、平成21年4月6日から施行する。

この要領は、平成28年4月5日から施行する。